

浄化槽にも 定期健康診断が 必要です

法定検査

「浄化槽」は我が家のちいさな下水処理場
水洗トイレや台所などの排水をきれいにします。



※下水道が不明の場合は
お住まいの市町村にお尋ねください。

受けると安心ね



浄化槽も定期健康診断で長生き！

浄化槽には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）
と合わせて、年1回の法定検査が必要です。
長く浄化槽をお使いいただくためにもぜひ、受検を
お願いします。

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な
業者です。気を付けましょう。

法定検査の
お申込みは



埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

☎ 048-501-5707



埼玉県・市町村

法定検査 Q&A



Q

水洗トイレですが、
浄化槽なのか下水道なのか
分かりません。

A

浄化槽のある庭先や駐車場など
には2、3個のマンホールと送風機
があります。



Q

法定検査を受けないと
どうなりますか。

A

故障により多額の費用が
かかったり、悪臭の発生
などで近所に迷惑を
かけることがあります。
また、知らないうちに川を汚して
しまいます。



Q

保守点検業者が定期的に点検に
来ます。法定検査は必要ないのでは
ないですか。

A

「保守点検」は、機械の調整・修理、
消毒薬の補充といったメンテナンス
です。

「法定検査」は、保守点検や清掃
などが適正に行われ、浄化槽の機能
が十分に発揮されているかを総合的
に確認する検査です。

内容と目的が違いますので、どちらも
必要です。

法定検査を受けなくてよいという業者
は悪質な業者です。気を付けましょう。

Q

検査にはいくらかかりますか。

A

一般家庭用（10人槽以下）で
6,000円です。

※消費税はかかりません。

※金額は人槽により異なります。詳しくは（一社）埼玉県
浄化槽協会（☎048-501-5707）までお問合せくだ
さい。

浄化槽に関するお問合せ

各市町村浄化槽担当課

長瀬町町民課

埼玉県

- ☐ 北部環境管理事務所 ☎ 048-523-2800
- ☐ 東部環境管理事務所 ☎ 0480-34-4011
- ☐ 秩父環境管理事務所 ☎ 0494-23-1511
- ☐ 越谷環境管理事務所 ☎ 048-966-2311

環境部水環境課

☎ 048-830-3083

Fax 048-830-4773

※ このチラシは下水道に接続しているお宅にも
配布される場合がありますが、ご容赦ください。

R8.07



彩の国
埼玉県

